

令和 8 年度 猪名川町地域防災計画改定（新旧対照表）

頁	修正後	修正前	
5	【計画編】 第1部第1編第1章第6節 猪名川町の概況と風水害等災害 (略) 第2 社会的条件 (1) 本町の人口は、27,915人、12,456世帯（令和8年6月1日現在）で、近年では減少傾向に転じている。 (2) 建物 本町の建物棟数は、15,731棟であり、このうち木造は75.9%にあたる11,939棟である（令和7年度）。 これらの木造建物の多くは、町南部のニュータウンに存在しているが、都市部に多く見られる密集地区ではないので、一般的な災害危険は少ないが、地震災害のような同時多発災害にあっては、危険性はあるものと判断される。	【計画編】 第1部第1編第1章第6節 猪名川町の概況と風水害等災害 (略) 第2 社会的条件 (1) 本町の人口は、28,424人、12,469世帯（令和7年4月30日現在）で、近年では減少傾向に転じている。 (2) (令和元年度税務概要より) 本町の建物棟数は、15,778棟であり、このうち木造は76.0%にあたる11,999棟である。 これらの木造建物の多くは、町南部のニュータウンに存在しているが、都市部に多く見られる密集地区ではないので、一般的な災害危険は少ないが、地震災害のような同時多発災害にあっては、危険性はあるものと判断される。	人口の変化に伴う 数値を更新
10	【計画編】 第1部第2編第2章第1節 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置 (略) 第2 内容 (略) 3 防災マップの作成、周知 水防法第15条第3項に定める印刷物の配布については、浸水想定区域や土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域にあわせて、避難場所を掲載したWEB版の防災マップを町ホームページで公開することにより常時啓発を図る。	【計画編】 第1部第2編第2章第1節 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置 (略) 第2 内容 (略) 3 防災マップの作成、周知 水防法第15条第3項に定める印刷物の配布については、浸水想定区域や土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域にあわせて気象警報、避難場所、防災情報の伝達方法等を記載した防災マップを全戸に配布し周知を行う。また、住民課窓口での転入者への配布や、町内出先施設への設置、町ホームページでの公開により常時啓発を図る。	防災マップの周知 方法の変更に伴う 修正 (冊子→WEB)
16	【計画編】 第1部第2編第2章第3節 集落の孤立に備えた対策 (略) 2 孤立集落対策 (略) (2) 平成24、25年度に、災害時に孤立可能性のある集落それぞれ23集落、1集落、これまで計24集落に対して衛星携帯電話及び電源となる非常用発電機の配置を行った。さらに平成26年度に猪名川町防災情報システムを整備し、さらに令和7年度にIP無線機を導入し、消防団と連携することで、災害により孤立する可能性のある地区との通信手段の確保ができたため、衛星携帯電話の回収を行っている。	【計画編】 第1部第2編第2章第3節 集落の孤立に備えた対策 (略) 2 孤立集落対策 (略) (2) 平成24、25年度に、災害時に孤立可能性のある集落それぞれ23集落、1集落、これまで計24集落に対して衛星携帯電話及び電源となる非常用発電機の配置を行った。さらに平成26年度に猪名川町防災情報システムを整備し、災害により孤立する可能性のある地区との通信手段の確保ができたため、衛星携帯電話の回収を行っている。	IP無線機の新規導入に伴う対策内容の 追記修正
35	【計画編】 第1部第2編第3章第6節 情報収集・伝達、広報体制の整備 (略) 第2 内容 1 情報通信・広報用資機材等の整備 (略) (3) 災害時情報連絡網の整備について 災害時における情報連絡網の達成を図るため、現有通信機器の拡充・整備とともに効率的運用に努める。平成26年度に猪名川町防災情報システムにより、町内全域において移動系無線（デジタル簡易無線）の交信が可能となったが、令和7年度にIP無線機を導入したことでキャリア回線を活用することとなった。 2 情報通信・広報手段の多ルート化 (1) 公的機関や供給事業者、報道機関等における災害時優先電話の導入・配備を行う。 (2) 自治会や災害時要配慮者利用施設における情報通信機器の導入・配備に努める。 (3) いなぼうネット（ひょうご防災ネット）の利用について、住民等への普及・啓発を行う。 (4) 猪名川町防災情報システムの利用について、住民等への普及・啓発を行う。	【計画編】 第1部第2編第3章第6節 情報収集・伝達、広報体制の整備 (略) 第2 内容 1 情報通信・広報用資機材等の整備 (略) (3) 災害時情報連絡網の整備について 災害時における情報連絡網の達成を図るため、現有通信機器の拡充・整備とともに効率的運用に努める。平成26年度に猪名川町防災情報システムにより、町内全域において移動系無線（デジタル簡易無線）の交信が可能となった。 2 情報通信・広報手段の多ルート化 (1) 公的機関や供給事業者、報道機関等における災害時優先電話の導入・配備を行う。 (2) 自治会や災害時要配慮者利用施設における情報通信機器の導入・配備に努める。 (3) いなぼうネット（ひょうご防災ネット）の利用について、住民等への普及・啓発を行う。 (4) 防災情報配信サービスの利用について、住民等への普及・啓発を行う。 (5) 災害・防災情報提供システムの利用について、住民等への普及・啓発を行う。	IP無線機の新規導入に伴う情報伝達 体制を追記修正
38	【計画編】 第1部第2編第3章第9節 避難対策・避難体制の整備 (略) 7 周知方法の充実 避難路や避難所等の位置を記載したWEB版のハザードマップをホームページ上で公開し、住民への周知に努める。 8 土砂災害に対する避難体制の充実 (1) 町は土砂災害をはじめ、災害の種別ごとに適した避難所及び緊急避難場所を指定し、WEB版のハザードマップをホームページ上等で公開し広報に努めることとする。	【計画編】 第1部第2編第3章第9節 避難対策・避難体制の整備 (略) 7 周知方法の充実 避難路や避難所等の位置を記載した防災マップを作成・配布し、住民への周知に努める。 8 土砂災害に対する避難体制の充実 (1) 町は土砂災害をはじめ、災害の種別ごとに適した避難所及び緊急避難場所を指定し、防災マップやホームページ等で広報に努めることとする。	防災マップの周知 方法の変更に伴う 修正 (冊子→WEB)

頁	修正後	修正前	
44	【計画編】 第1部第2編第3章第15節 災害医療体制の整備 (略) 2 医薬品等の備蓄 (1) 町は、災害発生直後に必要な救急用医薬品、衛生材料及び救護班等が用いる医療機材の備蓄に努めるものとする。 (2) 町内の医療機関に医薬品等の備蓄を依頼、奨励するものとする。 (3) 町は、発災後、3日間程度の間に必要となる医薬品等の確保に特に留意するものとする。	【計画編】 第1部第2編第3章第15節 災害医療体制の整備 (略) 2 医薬品等の備蓄 (1) 町は、災害発生直後に必要な救急用医薬品、衛生材料及び救護班等が用いる医療機材の備蓄に努めるものとする。 (2) 町内の医療機関に医薬品等の備蓄を依頼、奨励するものとする。 (3) 町は、発災後、3日間程度の間に必要となる医薬品（輸液、包帯、消炎鎮痛剤、殺菌消毒剤等）の確保に特に留意するものとする。	備蓄医薬品等の見直しに伴い各種医薬品を医薬品等と文言に含めるよう修正
45	【計画編】 第1部第2編第3章第16節 備蓄体制等の整備 (略) 3 生活必需物資 (1) 備蓄、調達 ア 配布対象 (イ) 住家が被害を受けた者 (イ) 被服、寝具その他、生活上必要な最小限度の家財を失った者 (ウ) 生活必需物資が無いため、直ちに日常生活を営むことが困難な者 イ 目標数量 目標は、スフィア基準及び災害対策基本法に基づく数量とする。 ウ 品目 発災日から直ちに必要となるものに重点をおくとともに、スフィア基準及び災害対策基本法に基づく品目を優先して備蓄する。備蓄物資では不足する場合は、緊急時における生活物資の協定先企業等から調達を行う。 (イ) 毛布等の寝具 (イ) 紙おむつ（乳児、大人） (ウ) 携帯トイレ、簡易トイレ (エ) 生理用品 (オ) トイレットペーパー、 (カ) その他、懐中電灯、カセットコンロ等 (略) 6 備蓄の方法 食糧については、プロロジスパーク猪名川2に集約備蓄をしている。 また、流通在庫の備蓄及び供給の協力を得るため、町内で食糧・物資等を取り扱う事業者等と、発動条件や内容・費用負担等について双方が合意した上で協定を締結する。 なお、町内における防災倉庫の備蓄品は「資料編／資料8-1」、食糧備蓄倉庫の備蓄品及び備蓄場所は「資料8-2」、食料・物資等の調達を行う町内事業は「資料8-3」のとおりである。	【計画編】 第1部第2編第3章第16節 備蓄体制等の整備 (略) 3 生活必需物資 (1) 備蓄、調達 ア 配布対象 (イ) 住家が被害を受けた者 (イ) 被服、寝具その他、生活上必要な最小限度の家財を失った者 (ウ) 生活必需物資が無いため、直ちに日常生活を営むことが困難な者 イ 目標数量 目標は、平時の日常生活における最低のレベルとし、災害時要援護者に対する配慮を行うものとする。 ウ 品目 発災日から直ちに必要となるものに重点をおくとともに、災害時要援護者への対応について十分な配慮を行うものとする。物資は、緊急時における生活物資の協定先企業等から調達を行う。 (イ) 毛布等の寝具 (イ) 下着、靴下、手袋その他 (ウ) タオル、ハンカチ等 (エ) 炊事道具、食器類、哺乳瓶等 (オ) トイレットペーパー、ティッシュペーパー、ポリ袋、バケツ、洗面用具、生理用品、紙おむつ（乳児、大人）、石鹸等の日用品 (カ) 懐中電灯や、乾電池、カセットコンロ、使い捨てカイロ等 (略) 6 備蓄の方法 食糧については、町内各小中学校（9箇所）、猪名川町役場本庁舎・分庁舎裏（2箇所）、六瀬総合センター、総合福祉センター（ゆうあいセンター）、猪名川甲英高等学院の計14箇所の食糧備蓄倉庫に備蓄している。 また、流通在庫の備蓄及び供給の協力を得るため、町内で食糧・物資等を取り扱う事業者等と、発動条件や内容・費用負担等について双方が合意した上で協定を締結する。 なお、町内における防災倉庫の備蓄品は「資料編／資料8-1」、食糧備蓄倉庫の備蓄品及び備蓄場所は「資料8-2」、食料・物資等の調達を行う町内事業は「資料8-3」のとおりである。	備蓄目標の見直し（スフィア基準への変更）等に伴う品目内容等の修正
49	【計画編】 第1部第2編第4章第1節 防災に関する学習等の充実 (略) 2 住民に対する防災知識の普及 町は、各課等の所管業務にかかる以下の事項について広報し、住民の防災、減災に関する意識及び基礎知識の高揚を図るものとする。 (1) 周知方法 ア 各種防災関連施設の活用 イ ラジオ、テレビ等マスメディアによる普及 ウ インターネット・メールによる普及 エ 標語、図画、作文募集等による普及 オ 関連資料の収集、展示等による紹介、提供 カ WEB版のハザードマップをホームページ上で公開	【計画編】 第1部第2編第4章第1節 防災に関する学習等の充実 (略) 2 住民に対する防災知識の普及 町は、各課等の所管業務にかかる以下の事項について広報し、住民の防災、減災に関する意識及び基礎知識の高揚を図るものとする。 (1) 周知方法 ア 各種防災関連施設の活用 イ ラジオ、テレビ等マスメディアによる普及 ウ インターネット・メールによる普及 エ 標語、図画、作文募集等による普及 オ 関連資料の収集、展示等による紹介、提供 カ ハザードマップ（防災マップ）の配布による周知 令和元年7月に発行した土砂災害警戒区域、浸水想定区域を示した「猪名川町防災マップ」が、現在のハザードマップの最新版である。	防災マップの周知方法の変更に伴う修正 （冊子→WEB）

頁	修正後	修正前	
70-71	【計画編】 第1部第3編第2章第3節 情報の収集・伝達 (略) 第2 内容 1 伝達系統 気象予警報等の伝達系統図 2 ② (1) ア 災害対策本部は、直接又は県災害対策本部等を通じて、気象台が発表する情報等を速やかに収集する。 イ 猪名川町気象観測システム及び兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステム（フェニックス防災システム）により、降雨状況、河川水位情報等を収集する。 ウ 情報収集は、移動系無線（IP無線機）、有線電話、兵庫県衛星通信ネットワーク及びフェニックス防災システムを主とし、消防無線及びラジオ、テレビの放送等でこれを補う。 (略) (3) 住民への伝達 ア 災害対策本部は、必要と認める気象、地象、水象その他の異常現象等の情報に限らず、予想される事態及びこれらに対してとるべき措置等も併せて周知するものとする。 イ 気象、地象、水象その他の異常現象等の情報は、報道機関が自主的に行うことにより、一般的な周知効果が得られるが、特殊な情報又は特定地域のみに対する情報は以下のいずれかの方法を重視して行い周知徹底を図る。また、これらの方法は、町広報紙やハザードマップ、町ホームページ等により住民に対してあらかじめ周知を図る。 (ア) サイレン、警鐘の使用による周知 (イ) 電話、ファクシミリ等有線通信機器の利用による周知 (ウ) 広報車及び拡声装置付車両の利用による周知 (エ) 有線通信途絶時には、消防無線（消防団用受令器を含む）、水道無線及びアマチュア無線の利用による周知 (オ) 屋外情報表示板及び町内掲示板の利用による周知 (カ) 災害情報用テレガイド（766-8484）の利用による周知 (キ) 町気象情報による気象状況の周知（町ホームページ） (ク) 臨時刊行印刷物の配布による周知 (ケ) いなぼうネット（ひょうご防災ネット）による周知 (コ) 緊急速報メール（エリアメール）による周知 (サ) 地上デジタルテレビのデータ放送（Lアラートの利用）による周知 (シ) 町Facebookによる周知 (ス) 防災情報配信システム兼自治会電子回覧板システムによる周知	【計画編】 第1部第3編第2章第3節 情報の収集・伝達 (略) 第2 内容 1 伝達系統 気象予警報等の伝達系統図 2 災 (1) 々 ア 災害対策本部は、直接又は県災害対策本部等を通じて、気象台が発表する情報等を速やかに収集する。 イ 猪名川町気象観測システム及び兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステム（フェニックス防災システム）により、降雨状況、河川水位情報等を収集する。 ウ 情報収集は、移動系無線（防災情報システム）、有線電話、兵庫県衛星通信ネットワーク及びフェニックス防災システムを主とし、消防無線及びラジオ、テレビの放送等でこれを補う。 (略) (3) 住民への伝達 ア 災害対策本部は、必要と認める気象、地象、水象その他の異常現象等の情報に限らず、予想される事態及びこれらに対してとるべき措置等も併せて周知するものとする。 イ 気象、地象、水象その他の異常現象等の情報は、報道機関が自主的に行うことにより、一般的な周知効果が得られるが、特殊な情報又は特定地域のみに対する情報は以下のいずれかの方法を重視して行い周知徹底を図る。また、これらの方法は、町広報紙やハザードマップ、町ホームページ等により住民に対してあらかじめ周知を図る。 (ア) サイレン、警鐘の使用による周知 (イ) 電話、ファクシミリ等有線通信機器の利用による周知 (ウ) 広報車及び拡声装置付車両の利用による周知 (エ) 有線通信途絶時には、消防無線（消防団用受令器を含む）、水道無線及びアマチュア無線の利用による周知 (オ) 屋外情報表示板及び町内掲示板の利用による周知 (カ) 災害情報用テレガイド（766-8484）の利用による周知 (キ) 町気象情報による気象状況の周知（町ホームページ） (ク) 臨時刊行印刷物の配布による周知 (ケ) いなぼうネット（ひょうご防災ネット）による周知 (コ) 緊急速報メール（エリアメール）による周知 (サ) 地上デジタルテレビのデータ放送（Lアラートの利用）による周知 (シ) 無線スピーカー（猪名川町防災情報システム）による放送 (ス) 町Facebookによる周知 (セ) 防災情報配信サービスによる周知 (ソ) 災害・防災情報提供システム（戸別受信機・校内放送設備）による周知	新たにIP無線機や防災情報配信システム兼自治会電子回覧板システムを導入したことに伴う伝達方法等の修正

頁	修正後	修正前	
84	【計画編】 第1部第3編第3章第2節 災害広報の実施 (略) (2) 広報の方法 町は、記者発表等による情報提供のほか、あらゆる媒体を活用して広報に努める。 ア 広報車及び拡声装置付車両等の活用 イ 公共掲示板の活用 ウ 防災情報配信システム兼自治会電子回覧板システム（LINE、電子メール、固定電話、ファクシミリ） エ 携帯電話（ひょうご防災ネット）の活用 オ 災害情報用テレガイド（766-8484）の活用 カ 臨時刊行印刷物の発行、配布 キ 新聞紙面購入による災害関連情報の提供 ク 消防系無線、水道系無線及びアマチュア無線の活用 ケ 各機関の広報紙及びミニコミ誌等への情報提供 コ 県提供のテレビ、ラジオ番組への情報提供 サ 兵庫県消防防災航空隊ヘリコプターの活用 シ ポータルサイト・サーバ運営事業者の通信設備を活用した情報提供 ス インターネット（町ホームページ）、SNS等の活用 セ 避難支援等関係者による周知	【計画編】 第1部第3編第3章第2節 災害広報の実施 (略) (2) 広報の方法 町は、記者発表等による情報提供のほか、あらゆる媒体を活用して広報に努める。 ア 広報車及び拡声装置付車両等の活用 イ 公共掲示板の活用 ウ 固定電話、ファクシミリ（防災情報配信サービス） エ 携帯電話（ひょうご防災ネット）の活用 オ 災害情報用テレガイド（766-8484）の活用 カ 臨時刊行印刷物の発行、配布 キ 新聞紙面購入による災害関連情報の提供 ク 消防系無線、水道系無線及びアマチュア無線の活用 ケ 各機関の広報紙及びミニコミ誌等への情報提供 コ 県提供のテレビ、ラジオ番組への情報提供 サ 兵庫県消防防災航空隊ヘリコプターの活用 シ ポータルサイト・サーバ運営事業者の通信設備を活用した情報提供 ス インターネット（町ホームページ）、SNS等の活用 セ 避難支援等関係者による周知	新たに防災情報配信システム兼自治会電子回覧板システムを導入したことに伴う災害情報伝達方法等の修正
87	【計画編】 第1部第3編第3章第2節 安否情報の提供 (略) (3) 照会者の本人確認方法 運転免許証、健康保険資格確認書（資格確認書）、マイナンバーカード、在留カード又は特別永住者証明書等の提示又は提出により行い、対面以外の照会の場合は、これらの写しをFAX等により送信する。	【計画編】 第1部第3編第3章第2節 安否情報の提供 (略) (3) 照会者の本人確認方法 運転免許証、健康保険被保険証、個人番号カード、在留カード、住民基本台帳カード又は特別永住者証明書等の提示又は提出により行い、対面以外の照会の場合は、これらの写しをFAX等により送信する。	本人確認書類の名称変更等に伴う文言修正
93	【計画編】 第1部第3編第3章第4節 避難対策の実施 (略) (2) 警戒区域の設定 原則として、住民の保護のために必要な警戒区域の設定は災害対策基本法に基づき、消防又は水防活動のための警戒区域の設定は消防法又は水防法に基づいて行うこととする。 災害全般について 町長又はその委任を受けて町長の職権を行う職員（災害対策基本法第 63 条第 2 項） 警察官（災害対策基本法第 63 条第 2 項） 自衛官（災害対策基本法第 63 条第 3 項） 火災について 消防吏員・消防団員（消防法第 23 条の 2、第 28 条） 警察官（消防法第 28 条） 水災について 建設部職員・水防団員（水防法第 14 条） 警察官（水防法第 14 条） 火災・水災以外について 警察官（水防法第 28 条） 消防吏員・消防団員（消防法第 28 条） 2 避難の実施 (1) 指示等 ア 高齢者等避難及び避難指示 (ア) 町長は、人的被害の発生のおそれが高く、事態の推移によっては避難指示発令の可能性があるときは、住民に対して高齢者等避難を発出し、避難に向けた準備を呼びかけることとする。また、避難行動要支援者名簿も活用して、高齢者や障がいのある人等の要援護者に高齢者等避難を伝達し、早めの段階で避難支援者とともに自主的な避難行動を開始することを求めることとする。 (イ) 町長は、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めることとする。	【計画編】 第1部第3編第3章第4節 避難対策の実施 (略) (2) 警戒区域の設定 原則として、住民の保護のために必要な警戒区域の設定は災害対策基本法に基づき、消防又は水防活動のための警戒区域の設定は消防法又は水防法に基づいて行うこととする。 災害全般について 町長又はその委任を受けて町長の職権を行う職員（災害対策基本法第 63 条第 2 項） 警察官（災害対策基本法第 63 条第 2 項） 自衛官（災害対策基本法第 63 条第 3 項） 火災について 消防吏員・消防団員（消防法第 23 条の 2、第 28 条） 警察官（消防法第 28 条） 水災について 建設部職員・水防団員（水防法第 14 条） 警察官（水防法第 14 条） 火災・水災以外について 警察官（水防法第 28 条） 2 避難の実施 (1) 指示等 ア 高齢者等避難及び避難指示 (ア) 町長は、人的被害の発生のおそれが高く、事態の推移によっては避難指示発令の可能性があるときは、住民に対して高齢者等避難を出し、避難に向けた準備を呼びかけることとする。また、避難行動要支援者名簿も活用して、高齢者や障がいのある人等の要援護者に高齢者等避難を伝達し、早めの段階で避難支援者とともに自主的な避難行動を開始することを求めることとする。 (イ) 町長は、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めることとする。	記載漏れ等に伴う追記及び、文言の修正

頁	修正後	修正前	
	(ウ)町長は災害が発生する恐れがあり、住民等の生命及び身体を保護するため必要があるときは、必要と認める地域の住民等に対し段階的に避難情報の発令ができる（避難指示等の発令に際して、県と気象庁が発表する土砂災害警戒情報の発表状況について十分注意する）。また、避難の切迫及び避難の状況等により急を要するときは避難指示若しくは緊急安全確保等の避難情報の発令をすることとする。 (エ)町長は、高齢者等避難を出したとき及び避難のための立退きを指示し、又は立退き先を指示したときは、すみやかにその旨を知事に報告するとともに、警察等関係機関に通報する。 (オ)警察官は、町長が避難情報の発令ができないと認めるとき、又は町長から要請のあったときは、住民等に対して避難の指示をすることができる。 警察官は、避難の指示をした場合、すみやかにその旨を町長に通知する。 (カ)災害派遣を命ぜられた自衛官は、天災等により危険な事態が発生した場合に警察官がその場にいないときは、その場に居合わせた者に警告を発し、特に急を要する場合は避難させることとする。 (キ)町長は、災害発生時に国や県等の関係機関と直接連絡をとり、避難指示等を発令するにあたり助言を求めることができる体制を構築しておくこととする。 (ク)町長は避難の必要がなくなったときは、速やかにその旨を住民等に周知するとともに知事に報告する。 また、指示を行ったときに通報した関係機関にもその旨を通報する。 イ 指示等の内容 町長は、避難の指示を行う際、以下に掲げる事項を伝達し、避難行動の迅速化と安全を図ることとする。 (ア)避難の指示が出された地域名 (イ)避難の方法（避難所への避難、屋内での待機、上階への移動等） (ウ)避難経路及び避難先 (エ)避難時の服装、携行品 (オ)避難行動における注意事項 ウ 指示の伝達方法 町長は、直ちに、防災情報配信システム兼自治会電子回覧板システムによる配信、広報車等による広報や、警察官、自主防災組織等の協力により周知徹底を図ることとする。	(ウ)町長は災害が発生する恐れがあり、住民等の生命及び身体を保護するため必要があるときは、必要と認める地域の住民等に対し避難の指示をすることができる（避難指示等の発令に際して、県と気象庁が発表する土砂災害警戒情報の発表状況について十分注意する）。また、避難の切迫及び避難の状況等により急を要するときは避難の指示をすることとする。 (エ)町長は、高齢者等避難を出したとき及び避難のための立退きを指示し、又は立退き先を指示したときは、すみやかにその旨を知事に報告するとともに、警察等関係機関に通報する。 (オ)警察官は、町長が避難の指示をする事ができないと認めるとき、又は町長から要請のあったときは、住民等に対して避難の指示をすることができる。 警察官は、避難の指示をした場合、すみやかにその旨を町長に通知する。 (カ)災害派遣を命ぜられた自衛官は、天災等により危険な事態が発生した場合に警察官がその場にいないときは、その場に居合わせた者に警告を発し、特に急を要する場合は避難させることとする。 (キ)町長は、災害発生時に国や県等の関係機関と直接連絡をとり、避難指示等を行うにあって助言を求めることができる体制を構築しておくこととする。 (ク)町長は避難の必要がなくなったときは、速やかにその旨を住民等に周知するとともに知事に報告する。 また、指示を行ったときに通報した関係機関にもその旨を通報する。 イ 指示等の内容 町長は、避難の指示を行う際、以下に掲げる事項を伝達し、避難行動の迅速化と安全を図ることとする。 (ア)避難の指示が出された地域名 (イ)避難の方法（避難所への避難、屋内での待機、上階への移動等） (ウ)避難経路及び避難先 (エ)避難時の服装、携行品 (オ)避難行動における注意事項 ウ 指示の伝達方法 町長は、直ちに、広報車等による広報、警察官、自主防災組織等の協力により周知徹底を図ることとする。	
129	【計画編】 第1部第3編第3章第8節 電力の確保 (略) (2)総本部の設置基準 総本部の設置基準は、次のとおりとする。 ア 次に掲げる場合においては、直ちに総本部を設置する。 (ア)神戸地域内で震度6弱以上の地震が発生した場合 (イ)神戸地域内に大津波警報が発表された場合 (ウ)南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合 (エ)南海トラフ域を震源とするM7.9以上の海溝型地震が発生した場合 (オ)神戸地域内で70,000kW以上の供給支障事故が発生した場合 イ 総本部の設置については、関西電力の長と関西電力送配電の長が協議し、決定する。 (ア)非常災害が発生した場合又は発生することが予想される場合にあって、関西電力と関西電力送配電が連携して、対応していくことが必要と認められる場合 (イ)その他必要な場合	【計画編】 第1部第3編第3章第8節 電力の確保 (略) (2)総本部の設置基準 総本部の設置基準は、次のとおりとする。 ア 次に掲げる場合においては、直ちに総本部を設置する。 (ア)神戸地域内で震度6弱以上の地震が発生した場合 (イ)神戸地域内に大津波警報が発令された場合 (ウ)南海トラフ地震臨時情報が発令された場合 (エ)南海トラフ域を震源とするM7.9以上の海溝型地震が発生した場合 イ 総本部の設置については、関西電力の長と関西電力送配電の長が協議し、決定する。 (ア)非常災害が発生した場合又は発生することが予想される場合にあって、関西電力と関西電力送配電が連携して、対応していくことが必要と認められる場合 (イ)その他必要な場合	関西電力株式会社 による文言の修正

	修正後	修正前																												
135-137	【計画編】 第1部第3編第3章第8節 電気通信設備の確保（略） (3) 通信途絶の解消と通信の確保 通信途絶の解消と重要通信を確保するため、地震により設備に大きな被害を被った場合、一次応急措置として衛星通信・無線機を主体とした復旧を行い、一次応急措置完了後は、線路設備を主体とした二次応急措置にわけ、通信の途絶の解消と重要通信を確保するため、次の措置を講じることとする。 ア 自家発電装置、移動電源車等による通信用電源の確保 イ 衛星通信・各種無線機による伝送路及び回線の作成 ウ 電話回線網に対する切替措置、伝送器切替措置等の実施 エ 応急復旧ケーブル等による臨時伝送路、臨時回線の作成 オ 非常用可搬型デジタル交換装置の運用 カ 臨時・災害時用公衆電話の設置 キ 停電時における公衆電話の無料化 （略） (5) 大規模災害等時における復旧順位と応急復旧の目標	【計画編】 第1部第3編第3章第8節 電気通信設備の確保（略） (3) 通信途絶の解消と通信の確保 通信途絶の解消と重要通信を確保するため、地震により設備に大きな被害を被った場合、一次応急措置として衛星通信・無線機を主体とした復旧を行い、一次応急措置完了後は、線路設備を主体とした二次応急措置にわけ、通信の途絶の解消と重要通信を確保するため、次の措置を講じることとする。 ア 自家発電装置、移動電源車等による通信用電源の確保 イ 衛星通信・各種無線機による伝送路及び回線の作成 ウ 電話回線網に対する切替措置、伝送器切替措置等の実施 エ 応急復旧ケーブル等による臨時伝送路、臨時回線の作成 オ 非常用可搬型デジタル交換装置の運用 カ 臨時・特設公衆電話の設置 キ 停電時における公衆電話の無料化 （略） (5) 復旧順位																												
	大規模災害によって電気通信設備に甚大な被害を受けた場合は、被害の全容を迅速に把握するとともに、次のサービスの復旧順位、応急復旧の目標により、効果的な復旧活動に努める。	地震により電気通信施設に被害が発生し、回線に故障が生じた場合は、通信の途絶の解消及び重要通信の確保に努めるとともに、被害状況に応じて以下の表の復旧順位を参考とし、適切な措置により回線の復旧を図る。																												
	<table><tr><th>復旧順位</th><th>通信役務の提供先</th><th>対象サービス</th><th>応急復旧・目標期間</th><th>応急復旧作業</th></tr><tr><td>第一順位</td><td>気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、秩序の維持に直接関係がある機関、防衛に直接関係がある機関、海上の保安に直接関係がある機関</td><td rowspan="4">・需要通信に用いるサービス ・モバイル通信サービス</td><td rowspan="4">業務継続及び災害等応急復旧に最低限必要となるサービス(人名救助に関わるサービス)は 24 時間以内 その他サービスは 3 日以内</td><td>【第一段階】 ・優先度の高い通信ビル機能の維持 ・災害対策機器等を活用したサービス復旧 ・避難所への災害時公衆電話の取付け</td></tr><tr><td>台二順位</td><td>輸送の確保に直接関係がある機関、通信役務の提供に直接関係がある機関、電力の供給に直接関係がある機関</td><td>【第二段階】 ・電気通信設備全体の被害調査 ・広域支援体制を確立</td></tr><tr><td>第三順位</td><td>水道の供給に直接関係がある機関、ガスの供給に直接関係がある機関、選挙管理機関、新聞社等の機関、金融機関、その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体</td><td>・被害調査を踏まえた垂れ下がった通信ケーブル等による住民等への二次災害の防止 ・復旧用資材の調達手配 ・サービスの復旧</td></tr><tr><td>第四順位</td><td>全ての利用者</td><td>・住民の帰還、家屋の復旧状況等の社会ニーズに合わせた全てのサービス</td></tr></table> ※激甚な災害等発生時は被災状況により最大約2ヶ月程度を要する場合（阪神・淡路大震災の場合は約2週間、東日本大震災時は約1ヶ月、能登半島地震時は固定約3週間、モバイル約2週間）も想定されるが、応急復旧期間の短縮に最大限努めるものとする。	復旧順位	通信役務の提供先	対象サービス	応急復旧・目標期間	応急復旧作業	第一順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、秩序の維持に直接関係がある機関、防衛に直接関係がある機関、海上の保安に直接関係がある機関	・需要通信に用いるサービス ・モバイル通信サービス	業務継続及び災害等応急復旧に最低限必要となるサービス(人名救助に関わるサービス)は 24 時間以内 その他サービスは 3 日以内	【第一段階】 ・優先度の高い通信ビル機能の維持 ・災害対策機器等を活用したサービス復旧 ・避難所への災害時公衆電話の取付け	台二順位	輸送の確保に直接関係がある機関、通信役務の提供に直接関係がある機関、電力の供給に直接関係がある機関	【第二段階】 ・電気通信設備全体の被害調査 ・広域支援体制を確立	第三順位	水道の供給に直接関係がある機関、ガスの供給に直接関係がある機関、選挙管理機関、新聞社等の機関、金融機関、その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体	・被害調査を踏まえた垂れ下がった通信ケーブル等による住民等への二次災害の防止 ・復旧用資材の調達手配 ・サービスの復旧	第四順位	全ての利用者	・住民の帰還、家屋の復旧状況等の社会ニーズに合わせた全てのサービス	<table><tr><th colspan="2">電気通信サービスの復旧順位</th></tr><tr><td>第 1 順位</td><td>気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係がある機関、通信の確保に直接関係がある機関、電力の供給の確保に直接関係がある機関</td></tr><tr><td>第 2 順位</td><td>ガス、水道の供給の確保に直接関係がある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者及び第 1 順位以外の国又は地方公共団体</td></tr><tr><td>第 3 順位</td><td>第 1 順位、第 2 順位に該当しないもの</td></tr></table>	電気通信サービスの復旧順位		第 1 順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係がある機関、通信の確保に直接関係がある機関、電力の供給の確保に直接関係がある機関	第 2 順位	ガス、水道の供給の確保に直接関係がある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者及び第 1 順位以外の国又は地方公共団体	第 3 順位	第 1 順位、第 2 順位に該当しないもの	NTT西日本株式会社による文言の修正
復旧順位	通信役務の提供先	対象サービス	応急復旧・目標期間	応急復旧作業																										
第一順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、秩序の維持に直接関係がある機関、防衛に直接関係がある機関、海上の保安に直接関係がある機関	・需要通信に用いるサービス ・モバイル通信サービス	業務継続及び災害等応急復旧に最低限必要となるサービス(人名救助に関わるサービス)は 24 時間以内 その他サービスは 3 日以内	【第一段階】 ・優先度の高い通信ビル機能の維持 ・災害対策機器等を活用したサービス復旧 ・避難所への災害時公衆電話の取付け																										
台二順位	輸送の確保に直接関係がある機関、通信役務の提供に直接関係がある機関、電力の供給に直接関係がある機関			【第二段階】 ・電気通信設備全体の被害調査 ・広域支援体制を確立																										
第三順位	水道の供給に直接関係がある機関、ガスの供給に直接関係がある機関、選挙管理機関、新聞社等の機関、金融機関、その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体			・被害調査を踏まえた垂れ下がった通信ケーブル等による住民等への二次災害の防止 ・復旧用資材の調達手配 ・サービスの復旧																										
第四順位	全ての利用者			・住民の帰還、家屋の復旧状況等の社会ニーズに合わせた全てのサービス																										
電気通信サービスの復旧順位																														
第 1 順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係がある機関、通信の確保に直接関係がある機関、電力の供給の確保に直接関係がある機関																													
第 2 順位	ガス、水道の供給の確保に直接関係がある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者及び第 1 順位以外の国又は地方公共団体																													
第 3 順位	第 1 順位、第 2 順位に該当しないもの																													
302-345	【資料編】 資料 5－28 災害時における歯科医療業務に関する協定書（川西市歯科医師会） 資料 5－29 災害時における支援協力に関する協定書（川西市薬剤師会） 資料 5－30 災害時における物資調達に関する協定書（スギホールディングス） 資料 5－31 基本協定書の地位承継に関する覚書（株式会社プロロジス 等） 資料 5－32 猪名川町産業拠点地区における防災に関する覚書（株式会社プロロジス 等） 資料 5－33 災害時における医薬品等の供給の応援に関する協定書（アズノ） 資料 5－34 災害時におけるキッチンカーによる炊き出し等の実施に関する協定書（一般社団法人日本キッチンカー経営審議会） 資料 5－35 キッチントレーラーの利用に関する協定書（いながわフレッシュパーク） 資料 5－36 災害時におけるレンタル資機材の供給に関する協定（一般社団法人ジャパン・レンタル・アソシエーション） 資料 5－37 災害廃棄物等の処理に関する基本協定書（大栄環境）	【資料編】 （新規）	新規																											

頁	修正後	修正前									
346	資料 6－1 猪名川町防災会議委員名簿 (令和 8 年 4 月 1 日現在) 職 名 氏 名 会 長 猪名川町長 岡 本 信 司 委 員 近畿地方整備局猪名川河川事務所 所長 嶋 本 好 晴 〃 自衛隊第 3 6 普通科連隊 第一中隊長 高 橋 裕 介 〃 兵庫県阪神北県民局 県民局長 小 野 山 正 〃 川西警察署 署長 岩 田 克 之 〃 川西市医師会 会長 織 田 行 雄 〃 N T T西日本株式会社 兵庫支店 設備部 〃 災害対策室 次長 小 林 則 仁 〃 関西電力送配電株式会社 神戸本部 阪神配電営業所 所長 西 廣 雄 介 〃 大阪ガスネットワーク株式会社 〃 兵庫事業部 導管計画チーム マネジャー 米 野 広 二 〃 猪名川町社会福祉協議会 会長 村 山 興 治 〃 猪名川町消防団 団長 奥 中 章 生 〃 猪名川町副町長 森 昌 弘 〃 猪名川町教育長 大 橋 昭 博 〃 猪名川町企画総務部長 大 嶋 武 〃 猪名川町まちづくり部長 平 井 秀 明 〃 猪名川町消防長 向 井 文 雄 〃 猪名川町企画総務部企画財政課 平 尾 麻 子 〃 猪名川町こども課長 東 山 尚 子 〃 川西市歯科医師会 加 藤 典 子 〃 川西市薬剤師会 萩 田 育 雄 〃 学識経験者※防災士 今 井 絢 美 〃 学識経験者※民生委員 堀 口 初 恵	資料 6－1 猪名川町防災会議委員名簿 (令和 7 年 5 月 2 9 日現在) 職 名 氏 名 会 長 猪名川町長 岡 本 信 司 委 員 近畿地方整備局猪名川河川事務所 所長 嶋 本 好 晴 〃 自衛隊第 3 6 普通科連隊 第一中隊長 高 橋 裕 介 〃 兵庫県阪神北県民局 県民局長 小 野 山 正 〃 川西警察署 署長 岩 田 克 之 〃 川西市医師会 会長 織 田 行 雄 〃 西日本電信電話株式会社 兵庫支店 設備部 〃 災害対策室 次長 安 田 誠 〃 関西電力送配電株式会社 神戸本部 阪神配電営業所 所長 富 田 有 修 〃 大阪ガスネットワーク株式会社 〃 兵庫事業部 導管計画チーム マネジャー 米 野 広 二 〃 猪名川町社会福祉協議会 会長 村 山 興 治 〃 猪名川町消防団 団長 奥 中 章 生 〃 猪名川町副町長 奥 田 貢 〃 猪名川町教育長 中 西 一 成 〃 猪名川町企画総務部長 森 昌 弘 〃 猪名川町まちづくり部長 曾 野 光 司 〃 猪名川町消防長 向 井 文 雄 〃 猪名川町企画総務部企画財政課 平 尾 麻 子 〃 猪名川町会計課長 東 山 尚 子 〃 川西市歯科医師会 加 藤 典 子 〃 川西市薬剤師会 萩 田 育 雄 〃 学識経験者※防災士 今 井 絢 美 〃 学識経験者※民生委員 堀 口 初 恵	委員の変更及び 文言修正								
349	【資料編】 資料 6－4 災害対策本部・消防団本部事務分掌 (1)災害対策本部の事務分掌 <table><tr><td>総括部</td><td>企画総務部長</td><td>総務防災課</td><td>○本部要員の召集に関すること。 ○気象情報並びに雨量、水量等の情報収集整理に関すること。 ○情報部が収集した被害状況に伴う各部への指示。 ○各部並びに各機関との連絡調整に関すること。 ○県本部、関係機関、警察署、隣接市町との連絡調整に関すること。 ○相互応援に関すること。 ○いなぼうネットや防災情報配信システム兼自治会電子回覧板システム等による災害情報の周知。 ○車及び要員、資材の輸送に関すること。 ○庁舎及び物品の保護管理に関すること。 ○本部要員の庶務、給食に関すること。 ○各部への応援。 ○その他、各部に属さないこと。 ○予算に関すること。</td></tr></table>	総括部	企画総務部長	総務防災課	○本部要員の召集に関すること。 ○気象情報並びに雨量、水量等の情報収集整理に関すること。 ○情報部が収集した被害状況に伴う各部への指示。 ○各部並びに各機関との連絡調整に関すること。 ○県本部、関係機関、警察署、隣接市町との連絡調整に関すること。 ○相互応援に関すること。 ○いなぼうネットや 防災情報配信システム兼自治会電子回覧板システム 等による災害情報の周知。 ○車及び要員、資材の輸送に関すること。 ○庁舎及び物品の保護管理に関すること。 ○本部要員の庶務、給食に関すること。 ○各部への応援。 ○その他、各部に属さないこと。 ○予算に関すること。	【資料編】 資料 6－4 災害対策本部・消防団本部事務分掌 (1)災害対策本部の事務分掌 <table><tr><td>総括部</td><td>企画総務部長</td><td>総務防災課</td><td>○本部要員の召集に関すること。 ○気象情報並びに雨量、水量等の情報収集整理に関すること。 ○情報部が収集した被害状況に伴う各部への指示。 ○各部並びに各機関との連絡調整に関すること。 ○県本部、関係機関、警察署、隣接市町との連絡調整に関すること。 ○相互応援に関すること。 ○いなぼうネットや防災情報システム等による災害情報の周知。 ○車及び要員、資材の輸送に関すること。 ○庁舎及び物品の保護管理に関すること。 ○本部要員の庶務、給食に関すること。 ○各部への応援。 ○その他、各部に属さないこと。 ○予算に関すること。</td></tr></table>	総括部	企画総務部長	総務防災課	○本部要員の召集に関すること。 ○気象情報並びに雨量、水量等の情報収集整理に関すること。 ○情報部が収集した被害状況に伴う各部への指示。 ○各部並びに各機関との連絡調整に関すること。 ○県本部、関係機関、警察署、隣接市町との連絡調整に関すること。 ○相互応援に関すること。 ○いなぼうネットや防災情報システム等による災害情報の周知。 ○車及び要員、資材の輸送に関すること。 ○庁舎及び物品の保護管理に関すること。 ○本部要員の庶務、給食に関すること。 ○各部への応援。 ○その他、各部に属さないこと。 ○予算に関すること。	体制変更に伴う対策内容の修正
総括部	企画総務部長	総務防災課	○本部要員の召集に関すること。 ○気象情報並びに雨量、水量等の情報収集整理に関すること。 ○情報部が収集した被害状況に伴う各部への指示。 ○各部並びに各機関との連絡調整に関すること。 ○県本部、関係機関、警察署、隣接市町との連絡調整に関すること。 ○相互応援に関すること。 ○いなぼうネットや 防災情報配信システム兼自治会電子回覧板システム 等による災害情報の周知。 ○車及び要員、資材の輸送に関すること。 ○庁舎及び物品の保護管理に関すること。 ○本部要員の庶務、給食に関すること。 ○各部への応援。 ○その他、各部に属さないこと。 ○予算に関すること。								
総括部	企画総務部長	総務防災課	○本部要員の召集に関すること。 ○気象情報並びに雨量、水量等の情報収集整理に関すること。 ○情報部が収集した被害状況に伴う各部への指示。 ○各部並びに各機関との連絡調整に関すること。 ○県本部、関係機関、警察署、隣接市町との連絡調整に関すること。 ○相互応援に関すること。 ○いなぼうネットや防災情報システム等による災害情報の周知。 ○車及び要員、資材の輸送に関すること。 ○庁舎及び物品の保護管理に関すること。 ○本部要員の庶務、給食に関すること。 ○各部への応援。 ○その他、各部に属さないこと。 ○予算に関すること。								

382-383

【資料編】
資料 7－10 猪名川町防災情報システム（IP無線機）

資料 7－10

猪名川町防災情報システム（IP 無線機）

(1) システム概要

猪名川町防災情報システムは、町内各所に設置されてあるソフトバンク基地局を無線 LAN で中継することによって、町内全体を通信範囲とする防災行政無線の移動系無線（IP 無線機）として利用するシステム。個別呼出通話、グループ呼出通話や一斉呼出通話が可能であり、録音機能や GPS 機能における位置情報サービスを有しており、ネットワーク環境が整備されている状況であれば、PC 等の端末から動態管理が可能。また、動画や画像の撮影が可能であるので、位置情報サービスと併せることにより、端末上で災害対応現場の位置情報と画像や動画から得られる情報を同時に取得することができる。

(2) IP 無線機端末種別

No.	設置場所	端末名
1	総務防災課内	本部 1
2	総務防災課内	本部 2
3	総務防災課内	本部 3
4	総務防災課内	施設 1
5	総務防災課内	施設 2
6	総務防災課内	施設 3
7	総務防災課内	施設 4
8	総務防災課内	援護 1
9	総務防災課内	援護 2
10	総務防災課内	援護 3
11	総務防災課内	援護 4
12	総務防災課内	援護 5
13	総務防災課内	援護 6
14	総務防災課内	援護 7
15	総務防災課内	援護 8
16	総務防災課内	援護 9
17	総務防災課内	援護 1 0
18	総務防災課内	援護 1 1
19	総務防災課内	援護 1 2
20	総務防災課内	援護 1 3
21	総務防災課内	援護 1 4

【資料編】
資料 7－10 猪名川町防災情報システム

資料 7－10

猪名川町防災情報システム

(1) システム概要

猪名川町防災情報システムは、町内各所に設置した基地局を無線 LAN で中継することによって、町内全体を通信範囲とする移動系無線（簡易デジタル無線）の利用、スピーカーによる音声発信、河川氾濫の監視を行う複合システム。

(2) 基地局一覧

No.	設置場所	中継先局			
1	猪名川町役場★	伏見台高区配水池	総合福祉センター	柏梨田橋	天文台
2	消防本部	白金低区配水池	猪名川甲英高等学院		
3	伏見台高区配水池★	猪名川町役場	白金低区配水池	つつじが丘高区配水池	
4	白金低区配水池★	伏見台高区配水池	消防本部		
5	つつじが丘高区配水池★	伏見台高区配水池			
6	総合福祉センター★	猪名川町役場			
7	柏梨田橋	猪名川町役場			
8	天文台★	猪名川町役場	旧六瀬中学校	仁頂寺後谷	
9	旧六瀬中学校★	天文台	笹尾浄水場	笹尾尼岡ノ下	笹尾東田
10	仁頂寺後谷	仁頂寺測前			
11	仁頂寺測前	仁頂寺後谷			
12	笹尾浄水場	旧六瀬中学校			
13	笹尾尼岡ノ下	旧六瀬中学校			
14	笹尾東田	旧六瀬中学校			
15	猪名川甲英高等学院★	消防本部			

(1) 基地局同士の送受信は 4.9GHz 帯の無線 LAN アクセスによる。
(2) ★は移動系無線の基地局を有する基地局。

(3) スピーカー設置局

No.	設置場所	スピーカー種類	個数
1	猪名川町役場	ストレート	2
11	仁頂寺測前	ストレート、レフレックス	各 1
12	笹尾浄水場	ストレート、レフレックス	各 1

(4) 河川監視カメラ設置局

No.	設置場所
7	柏梨田橋
11	仁頂寺測前
12	笹尾浄水場
13	笹尾尼岡ノ下
14	笹尾東田

記載漏れ等に伴う追記及び、文言の修正

頁		修正後		修正前	
		22	総務防災課内	援護 1 5	
		23	総務防災課内	援護 1 6	
		24	総務防災課内	援護 1 7	
		25	総務防災課内	援護 1 8	
		26	総務防災課内	援護 1 9	
		27	総務防災課内	援護 2 0	
		28	総務防災課内	援護 2 1	
		29	総務防災課内	援護 2 2	
		30	総務防災課内	援護 2 3	
		31	総務防災課内	援護 2 4	
		32	消防本部内	消防団 1	
		33	消防本部内	消防団 2	
		34	消防本部内	消防団 3	
		35	消防本部内	消防団 4	
		36	消防本部内	消防団 5	
		37	消防本部内	消防団 6	
		38	消防本部内	消防団 7	
		39	消防本部内	消防団 8	
		40	消防本部内	消防団 9	
	※通信方式・周波数は以下のとおり				
	・ W-CDMA : 900MHz 帯、2.1GHz 帯				
	・ 4-LTE : 700MHz 帯、900MHz 帯、1.7GHz 帯、2.1GHz 帯				
	・ 4G : 2.5GHz 帯				

頁	修正後	修正前																									
384	【資料編】 資料 7－11 防災情報配信システム兼自治会電子回覧板システム (1) システム概要 本システムは、Ｊアラート情報や町が発信する防災情報等をホームページや緊急速報メールに加え、ひょうご防災ネットや職員参集メール、固定電話やＦＡＸに事前に登録している方へ同時に一括して配信するシステムである。また、同システムで地域の回覧板を電子化して活用しており、全自治会員に対して防災情報を発信することができるので、多くの住民へ迅速な防災情報を配信することができる。。さらに、登録者へ安否を確認する内容を一斉送信することができ、回答結果を自動集計する機能を持っているため、災害発生時の地域の支援団体、自主防災組織や自治会等による安否確認が円滑に実施することができる。	【資料編】 資料 7－11 猪名川町災害・防災情報提供システム 猪名川町災害・防災情報提供システム (1) システム概要 猪名川町災害・防災情報提供システムは、町内の各小中高校にて災害時に放送設備と連動し優先的に緊急情報を配信するものである。また、人命への被害を最小限におさえることを目的に、避難所や希望する世帯に対して、防災情報を迅速に伝達するための携帯回線を利用する戸別受信機の配布を行っている。 (2) 放送設備連動校 <table><tr><th>No.</th><th>設置場所</th></tr><tr><td>1</td><td>猪名川町小学校</td></tr><tr><td>2</td><td>楊津小学校</td></tr><tr><td>3</td><td>大島小学校</td></tr><tr><td>4</td><td>松尾台小学校</td></tr><tr><td>5</td><td>白金小学校</td></tr><tr><td>6</td><td>つつじが丘小学校</td></tr><tr><td>7</td><td>清陵中学校</td></tr><tr><td>8</td><td>旧六瀬中学校</td></tr><tr><td>9</td><td>猪名川中学校</td></tr><tr><td>10</td><td>猪名川高等学校＊</td></tr><tr><td>11</td><td>猪名川甲英高等学院</td></tr></table> ＊の学校については、学校の設備の関係上、緊急情報を優先的に配信することができないため、状況によっては、校内で同時に音声が流れる場合がある。	No.	設置場所	1	猪名川町小学校	2	楊津小学校	3	大島小学校	4	松尾台小学校	5	白金小学校	6	つつじが丘小学校	7	清陵中学校	8	旧六瀬中学校	9	猪名川中学校	10	猪名川高等学校＊	11	猪名川甲英高等学院	防災情報システムのIP無線機への移行に伴う配備状況の修正
No.	設置場所																										
1	猪名川町小学校																										
2	楊津小学校																										
3	大島小学校																										
4	松尾台小学校																										
5	白金小学校																										
6	つつじが丘小学校																										
7	清陵中学校																										
8	旧六瀬中学校																										
9	猪名川中学校																										
10	猪名川高等学校＊																										
11	猪名川甲英高等学院																										
386	【資料編】 資料 8－1 各倉庫内備蓄一覧 六瀬総合センター裏倉庫備蓄一覧 <table><tr><th>品 名</th><th>数 量</th><th>品 名</th><th>数 量</th></tr><tr><td>簡易トイレ</td><td>100</td><td>携帯トイレ</td><td>13,100</td></tr></table> 消防本部北出張所裏倉庫備蓄一覧 <table><tr><th>品 名</th><th>数 量</th><th>品 名</th><th>数 量</th></tr><tr><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr></table> プロロジスパーク猪名川 2 倉庫備蓄一覧 <table><tr><th>品 名</th><th>数 量</th><th>品 名</th><th>数 量</th></tr><tr><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr></table>	品 名	数 量	品 名	数 量	簡易トイレ	100	携帯トイレ	13,100	品 名	数 量	品 名	数 量	-	-	-	-	品 名	数 量	品 名	数 量	-	-	-	-	【資料編】 資料 8－1 各倉庫内備蓄一覧 (新規)	新規
品 名	数 量	品 名	数 量																								
簡易トイレ	100	携帯トイレ	13,100																								
品 名	数 量	品 名	数 量																								
-	-	-	-																								
品 名	数 量	品 名	数 量																								
-	-	-	-																								

頁	修正後					修正前						
387-389	【資料編】 資料 8－2 食糧備蓄倉庫備蓄品一覧					【資料編】 資料 8－2 食糧備蓄倉庫備蓄品一覧					従来の防災倉庫よりプロロジスパーク猪名川 2（民間施設）に集約保管・管理を行うこととしたことに伴う備蓄倉庫備蓄一覧の修正	
	プロロジスパーク 猪名川 2	安心米	五目ご飯、山菜	各 600	2025 年	白金小学校 〔避難所No.6〕	安心米	五目ご飯、山菜おこわ	各 200	2021 年		
		安心米	わかめ、野菜ピラフ	各 600			安心米	わかめ、野菜ピラフ	各 200			
		保存用ビスコ	60 袋入×18 箱	1,080			保存用ビスコ	60 袋入×6 箱	360			
		ソフトパン	36 袋入×27 箱	972			ソフトパン	36 袋入×9 箱	324			
		保存水（500mL）	15 年保存水	4,488			保存水（500mL）	10 年保存水	2,160			
		清陵中学校 〔避難所No.8〕	安心米	五目ご飯、山菜おこわ	各 200	2021 年	総合福祉センター （ゆうあいセンター） 〔避難所No.25〕	安心米	五目ご飯、山菜おこわ	各 200		22021 年
			安心米	わかめ、野菜ピラフ	各 200			安心米	わかめ、野菜ピラフ	各 200		
			保存用ビスコ	60 袋入×6 箱	360			保存用ビスコ	60 袋入×6 箱	360		
			ソフトパン	36 袋入×9 箱	324			ソフトパン	36 袋入×9 箱	324		
保存水（500mL）			10 年保存水	2,160	保存水（500mL）			10 年保存水	2,160			
391	【資料編】 資料 8－4 各避難所に備蓄している資材一覧					【資料編】 資料 8－4 各避難所に備蓄している資材一覧 （新規）					新規	
	プロロジスパーク猪名川 2	簡易ベッド	290	2025 年度								
		テント型間仕切り	100	2025 年度								